

環境影響評価審査会規則

平成9年8月26日 兵庫県規則第69号
改正 平成25年9月30日 兵庫県規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第3条の規定に基づき、環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項又は第3項の規定による環境影響評価指針の決定又は変更に関すること。
- (2) 条例第7条の4第1項の規定による意見書の作成に関すること。
- (3) 条例第12条第1項の規定による第1次審査意見書の作成に関すること。
- (4) 条例第20条第1項の規定による第2次審査意見書の作成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員25人以内で組織する。

- 2 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審査会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。

- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。
(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年8月27日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (平成25年9月30日規則第39号抄)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。